医師法施行規則等の一部を改正する省令

（医師法施行規則の一部改正）

第一条　医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二号書式を次のように改める。

第二号書式（第六条関係）

医　師　届　出　票

（令和　年12月31日現在）

(1) 住所	〒□□□－□□□□　都道府県　市郡　区　町村		
ふりがな		電話	（　－　－　）
(2) 氏名			
メールアドレス			
※本届出票に記載したメールアドレス等の連絡先を情報配信や調査等のために利用することに同意しない場合は、右欄に○を付けること。		同意しない場合	
(3) 性別	１　男　・　２　女	(4) 生年月日	１平成　２昭和　３大正　４明治　　年　　月　　日
(5) 医籍登録番号	第　　号	(6) 医籍登録年月日	１令和　２平成　３昭和　４大正　　年　　月　　日

(7) 従事している施設及び業務の種別

回答欄	施設の種別	業務の種別
01～19のうち１つを記入すること。 主たる施設・業務の種別（１つ）	診療所	01 開設者又は法人の代表者 02 勤務者
	病院 （医育機関附属の病院を除く。）	03 開設者又は法人の代表者 04 勤務者
	医育機関 （医学部を有する大学又はその附属機関）	05 臨床系の教官又は教員 06 臨床系の大学院生 07 臨床系の勤務者で05及び06以外の者（医員、臨床研修医、その他） 08 臨床系以外の大学院生 09 臨床系以外の勤務者で08以外の者（教官、教員、その他）
複数の施設に従事している場合で２番目に長時間従事している施設について01～18のうち１つを記入すること。 従たる施設・業務の種別（１つ）	介護老人保健施設	10 開設者又は法人の代表者 11 勤務者
	介護医療院	12 開設者又は法人の代表者 13 勤務者
	上記以外の施設	14 医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者 15 行政機関の従事者 16 14及び15以外の産業医 17 上記以外の保健衛生業務の従事者
	その他	18 その他の業務の従事者 19 無職の者

従事先

「勤務状況」の「勤務日数」は、今年度12月１日～７日の宿直・日直以外の勤務日の合計を選択する。なお、午前のみ、午後のみの勤務の場合は0.5日としてカウントする。「夜間・休日勤務（宿直・日直を含む）の回数」は、通常の勤務又は宿直・日直の別に関わらず、今年度11月１日～30日の休診日や夜間に、院内に待機して診療等の対応を行う勤務の合計を選択する。日直・宿直はそれぞれ１回、宿直と日直を連続して行う場合は２回としてカウントする。なお、オンコールはカウントしない。

(8) 主たる従事先　（「名称」「所在地」「勤務状況」「電話」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～17のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。）

ふりがな		電話
名称		代表電話 （　－　－　）
所在地	〒□□□－□□□□　都道府県　市郡　区　町村	
勤務状況 該当する項目を１つ○で囲むこと。	12月１日～７日の勤務日数（日/週）（宿直・日直を除く）	０日　0.5　1.0　1.5　2.0　2.5　3.0　3.5　4.0　4.5　5.0　5.5　6.0　6.5　7.0
	11月の夜間・休日勤務（宿直・日直を含む）の回数（回/月）	０回　1　2　3　4　5　6　7　8　9　10～15未満　15～20未満　20以上
	うち、宿直・日直の回数（回/月）	０回　1　2　3　4　5　6　7　8　9　10～15未満　15～20未満　20以上

（「就業形態」「主たる業務内容」「休業の取得」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～05、07及び09～17のいずれかを記入した者のみが記入すること。）

就業形態	１　常勤　　２　非常勤　　※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者（ただし、勤務時間が１週間あたり32時間未満の者は含まない）。「非常勤」とは「常勤」以外の者。
主たる業務内容	１　診療　　２　教育・研究　　３　管理　　４　産業医業務　　５　公衆衛生業務 ６　司法行政解剖業務　　７　その他
休業の取得 （取得中の者のみ）	１　産前・産後休業　　２　育児休業　　３　介護休業

(9) 従たる従事先　（複数の施設に従事している場合、(7)欄の「従たる施設・業務の種別」に01～17のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。）

ふりがな		電話
名称		代表電話 （　－　－　）
所在地	〒□□□－□□□□　都道府県　市郡　区　町村	
勤務状況 該当する項目を１つ○で囲むこと。	12月１日～７日の勤務日数（日/週）（宿直・日直を除く）	０日　0.5　1.0　1.5　2.0　2.5　3.0　3.5　4.0　4.5　5.0　5.5　6.0　6.5　7.0
	11月の夜間・休日勤務（宿直・日直を含む）の回数（回/月）	０回　1　2　3　4　5　6　7　8　9　10～15未満　15～20未満　20以上
	うち、宿直・日直の回数（回/月）	０回　1　2　3　4　5　6　7　8　9　10～15未満　15～20未満　20以上
従たる従事先の件数	件　（今年度12月31日現在で雇用契約等のある全ての従たる従事先。）	

裏面へ続く